

令和3年第6回

島田市教育委員会定例会

令和3年6月24日

令和3年第6回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和3年6月24日（木）午前10時00分～正午

会場：プラザおおるり 第1多目的室

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) 博物館課 (6) スポーツ振興課 (7) 図書館課
6. 付議事項
 - (1) 島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会規則の制定について
7. 協議事項
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
 - (1) 令和3年5月分の寄附受納について（教育総務課）
 - (2) 令和3年5月分の生徒指導について
 - (3) 令和3年度島田市立南部学校給食センター設備更新事業の入札結果について
 - (4) 金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - (5) 島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について
10. その他
 - ・ 会議日程について

次回	第7回島田市教育委員会定例会
日時	令和3年7月28日（水）午後2時00分～午後4時 ⁰⁰ 30 分
会場	六合公民館 第1集会室
次々回	第8回島田市教育委員会定例会
日時	令和3年8月 ²⁷ 日（金）午後2時 ⁰⁰ 分～午後 ⁷ 時 ⁰⁰ 分
会場	プラザ おおるり 第1 ⁷ 多目的室

臨時会	第3回島田市教育委員会臨時会
日時	令和3年7月28日（水）午後1時30分～午後1時40分
会場	六合公民館 第1集会室

11. 閉 会



教育部長報告

一般会計歳入歳出予算補正（6月市議会提案）

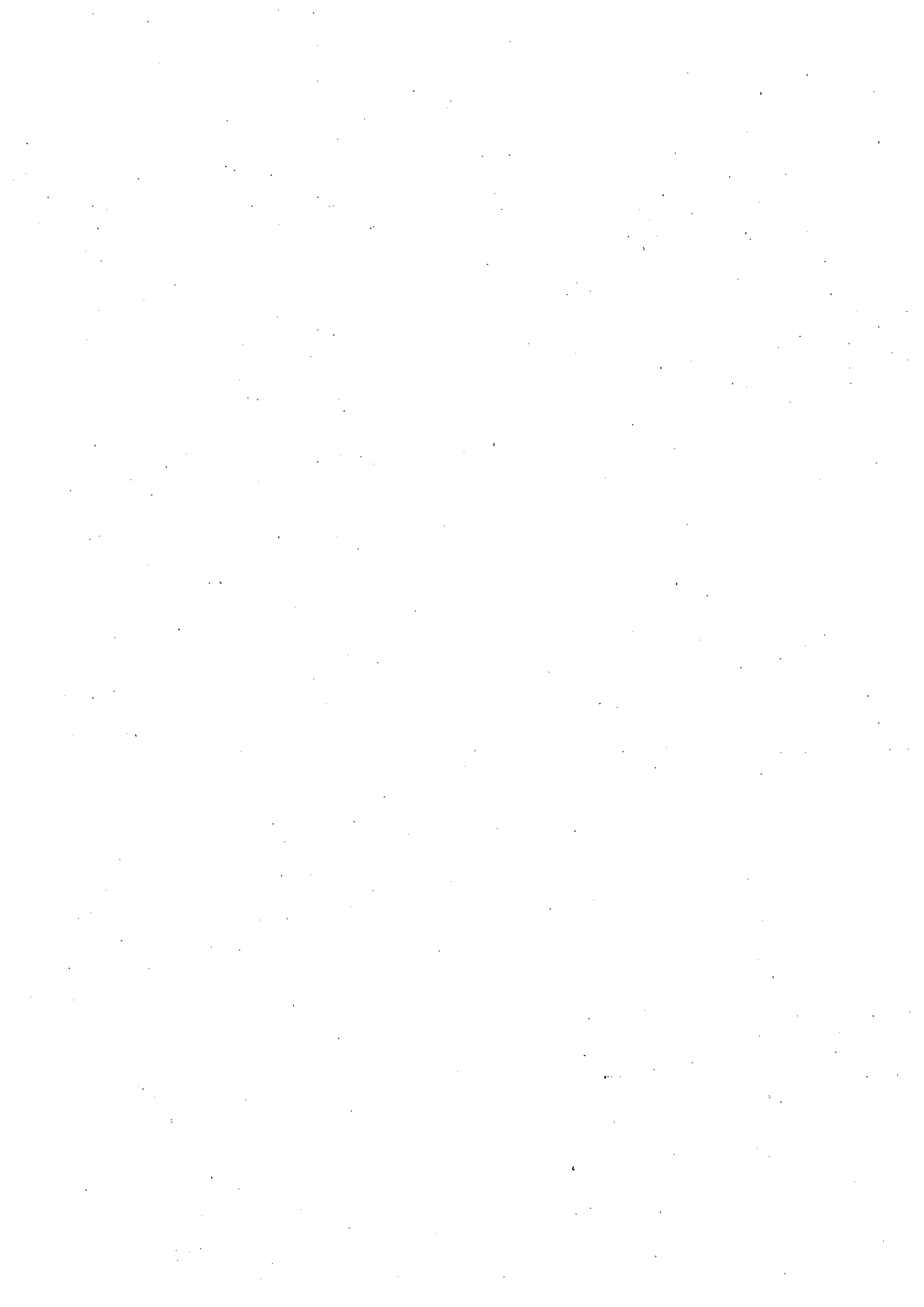
歳 出

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 8 文化事業費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
金谷生きがいセンターWeb環境整備事業	【新規事業】 金谷生きがいセンターにおけるWeb環境整備に要する経費	0	861	861

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 10 野外活動センター費 単位: 千円

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
野外活動センター感染拡大防止対策事業	野外活動センターにおける新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の増額	535	3,600	4,135



事務事業報告



事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

実 施 (5月27日～6月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
5月27日	木	第5回教育委員会定例会	プラザおおるり
6月4日	金	新市議会議員第四小学校視察	第四小学校
		学校訪問	第四小、大津小
6月9日	水	第7回学校施設跡地利活用検討委員会	市役所本庁舎
		学校訪問	六合小、六合東小
6月15日	火	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 ※書面議決に変更	千葉県市原市

予 定 (6月24日～7月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
6月24日	木	第6回教育委員会定例会	プラザおおるり
7月9日	金	第2回静岡西市町教育委員会教育長連絡協議会	掛川市
7月13日	火	教育委員会委員辞令交付式	市長応接室

事務事業の概要

学校教育課

実施（5月27日～6月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
5月29日	土	サタデーオープンスクール (参加者：14人)	伊久美地区
		運動会（第二小、第四小、六合小、大津小、相賀小、川根小）	各校
5月31日	月	代休（第二小、第四小、六合小、大津小、相賀小、川根小）	各校
6月1日	火	修学旅行（第一中）	県東部（日帰り）
6月1日～ 6月3日	火 木	運動会（第一小）	
6月5日	土	運動会（伊太小、神座小）	各校
6月6日	日	運動会（初倉小）	
6月7日	月	代休（伊太小、神座小、初倉小）	各校
6月8日	火	運動会（初倉小）	
		自然教室（第五小）	
6月7日～ 6月8日	月 火	自然教室（六東小）	
6月15日	火	自然教室（川根小）	
6月16日～ 6月17日	水 木	自然教室（初南小）	
6月17日～ 6月18日	木 金	自然教室（相賀小、金谷小）	各校
6月19日	土	サタデーオープンスクール (参加者：30人)	伊久美地区
6月23日～ 6月24日	水 木	自然教室（初倉小、第五小）	各校

予 定 (6月24日～7月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
6月26日	土	サタデーオープンスクール (参加予定: 30人)	伊久美地区
7月3日	土	サタデーオープンスクール (参加予定: 20人)	伊久美地区
7月8日～ 7月9日	木 金	自然教室 (第一小)	
7月9日～ 7月10日	金 土	自然教室 (伊久美小)	
7月15日	木	島田の教育を語る会	
7月16日～ 7月17日	金 土	自然教室 (第三小)	
7月20日	火	島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (第一小・伊太小・神座小・相賀小・ 伊久美小部会)	プラザおおるり
7月21日	水	一学期終業式 (第二小、第三小、大津小、 伊太小、相賀小、神座小、伊久美小、 第五小、六東小、五和小、第一中、第二中、 六合中、初倉中、金谷中、川根中)	各校
7月24日	土	サタデーオープンスクール (参加予定: 17人)	伊久美地区
7月27日～ 7月28日	火 水	職場体験 (六合中)	

事務事業の概要

学校給食課

実施（5月27日～6月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
5月28日	金	献立会議（8・9月分）	中部学校給食センター
6月3日	木	南部学校給食センター給排水管等取替工事 入札	契約検査課
6月4日	金	新市議会議員施設視察及び試食会 (参加者：10人)	中部学校給食センター
6月9日	水	文化資源活用課・国際交流協会連携事業 オリンピックホストタウン シンガポール 応援献立 シンガポール料理の提供	南部学校給食センター
6月10日	木	物資選定会（8・9月分）	中部学校給食センター
6月15日	火	市長等学校給食試食会 (参加者：六合中7人、第五小7人)	第五小学校 六合中学校
6月21日～ 6月22日	月 火	市民試食会 (参加者：21日 12人、22日 17人)	南部学校給食センター

予定（6月24日～7月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
6月24日	木	献立会議（10月分）	中部学校給食センター
6月29日～ 6月30日	火 水	文化資源活用課・国際交流協会連携事業 オリンピックホストタウン シンガポール 応援献立 シンガポール料理の提供	中部学校給食センター
7月5日	月	第一回島田市立学校給食センター運営委員 会	中部学校給食センター
7月8日	木	物資選定会（10月分）	中部学校給食センター
7月8日～ 7月9日	木 金	文化資源活用課・国際交流協会連携事業 オリンピックホストタウン モンゴル応援 献立 モンゴル料理の提供	中部学校給食センター 南部学校給食センター
7月15日	木	・南部学校給食センター検食用冷凍庫・プ レート殺菌庫購入事業入札 ・南部学校給食センターコンテナ購入事業 入札	契約検査課
7月20日	火	第一学期学校給食最終日	南部学校給食センター
7月21日	水	第一学期学校給食最終日	中部学校給食センター
7月27日	火	夏休み学校給食センター施設見学会	中部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施（5月27日～6月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
5月27日	木	中央高齢者学級開級式 「消費者被害を未然に防ごう」 (参加者：16人)	しまだ楽習センター
		金谷公民館 もみじ学級 「中高年のためのコミュニケーション講座」 (受講者：27人)	金谷公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「役立つ習字」 (第4木曜日、全8回) (受講者：15人)	初倉公民館
5月28日	金	六合公民館 社会教育講座 スマホタブレット講座 (Line) (全2回、第2回6/11) (受講者：10人)	六合公民館
		金谷公民館 市民学級 (かなや未来塾) 防災講座「風水害について、簡易トイレの 組み立て (受講者：25人)	金谷公民館
5月29日	土	高校生がよみがえらせた銘機で聴く 「昭和の名曲レコードコンサート」 ～ニュー・サウンズ・イン・プラス編～ ※指定管理者共催、島工高生協力事業 (参加者：150人)	プラザおおるり
6月1日	火	初倉公民館 社会教育講座 「ママのためのヨガ教室」 (第1火曜日、全6回) (受講者：11人)	初倉公民館
		伊久身農村環境改善センター 高齢者学級 開級式「歌の調べ」 (参加者：20人)	伊久身農村環境改 善センター
6月2日	水	第2期初めて0歳児をもつ親の講座 全4回 (6/2, 6/9, 6/16, 6/23) (参加者：14組28人)	保健福祉センター

月 日	曜日	事 項	場 所
6月2日	水	家庭教育学級開講式 第三小学校 (6/2) (参加者: 21人) 第五小学校 (6/8) (参加者: 37人) 大津小学校 (6/8) (参加者: 16人) 第四小学校 (6/10) (参加者: 82人) 伊太小学校 (6/18) (参加者: 12人) 六合東小学校 (6/22) (参加者: 35人)	第三小学校 第五小学校 大津小学校 第四小学校 伊太小学校 六合東小学校
6月3日	木	六合公民館 高齢者学級 防犯教室 (受講者: 26人)	六合公民館
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者: 19組41人)	第一中学校
6月4日	金	大津農村環境改善センター運営委員会 (出席者: 6人)	大津農村環境改善センター
		伊久身農村環境改善センター運営委員会 (出席者: 6人)	伊久身農村環境改善センター
6月6日	日	六合公民館周辺清掃活動 公民館利用団体による草取り作業 (参加者: 36人)	六合公民館
		金谷公民館 夕映えコンサート (参加者: 60人)	金谷公民館
6月8日	火	第2回中央市民学級 「コロナストレス快笑講座」 (受講者: 12人)	しまだ楽習センター
6月9日	水	はつくら寺子屋 (初倉小学校) 開級式 (6/23, 7/14) (参加者: 22人)	初倉公民館
		川根地区センター 市民学級 アロマ講座 (受講者: 11人)	川根地区センター
		金谷公民館 公民館運営審議会 (出席者: 14人)	金谷公民館
6月10日	木	幼児期家庭教育講座(2回連続講座) 1回目 個性を活かした子育て (参加者: 39人)	プラザおおるり
6月11日	金	六合公民館 社会教育講座 男の料理教室 全8回 (次回、7/8, 9/9, 10/14, 11/11, 1/13, 2/10, 3/10) (受講者: 13人)	六合公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
6月11日	金	初倉公民館 生涯学級（高齢者学級）講座 「落語講座」 (受講者：72人)	初倉公民館
6月12日	土	東海道金谷宿大学定時総会 (参加者：57人)	金谷公民館
		第2回青年ボランティア講座「子ども達と 田植えを体験しよう！」 (受講者：3人)	金谷代官町内田ん ぼ
		金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「稲作体験をしよう①～田植え～」 (参加者：17人)	金谷代官町内田ん ぼ
6月14日	月	ペアレントサポーター 家庭教育サポートチーム定例会 (出席者：8人)	市役所会議棟
6月15日	火	初倉公民館 あゆみ学級（市民学級）講座 「たねダンゴ大作戦2021」 (受講者：12人)	吉田公園
6月16日	水	はつくら寺子屋（初倉南小学校）開級式 (6/30, 7/7) (参加者：17人)	初倉南小学校
6月17日	木	川根地区センター すこやか学級 熱中症予防講座と健康体操 (受講者：17人)	川根地区センター
6月19日	土	はばたけリーダー！2021第2回活動 「 大津地区ハイキング 室内レクリエーション」 (参加者：8人)	大津農村環境改善 センター 神座小学校
		青年ボランティア講座第3回活動 「 大津地区ハイキング 室内レクリエーション」 (参加者：5人)	大津農村環境改善 センター 神座小学校
		しまだガンバ！第2回活動 「 大津地区ハイキング 室内レクリエーション」 (参加者：33人)	大津農村環境改善 センター 神座小学校
		金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「元気にうたいましょう①」 (参加者：5人)	金谷公民館
6月22日	火	六合公民館 市民学級 読み聞かせ講座 (受講者：36人)	六合公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
6月23日	水	金谷公民館 もみじ学級・市民学級（かなや未来塾）合同学習会 懐かしの映画教室「新・喜びも悲しみも幾年月」 講師：斎藤久夫氏 (参加者：48人)	金谷公民館
		六合公民館 公民館運営審議会 (出席者：6人)	六合公民館
		第2回 社会教育委員の会議 (出席者：8人)	市役所会議棟

予 定（6月24日～7月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
6月24日	木	家庭教育学級開講式 金谷小学校（6/24）（参加予定：87人） 第二小学校（6/25）（参加予定：44人） 六合小学校（6/25）（参加予定：110人） 五和小学校（6/29）（参加予定：44人）	金谷小学校 第二小学校 六合小学校 五和小学校
		初倉西部ふれあいセンター第1回運営委員会 (出席予定：9人)	初倉西部ふれあいセンター
		川根地区センター 里山ウォーキング 「明ヶ平に行ってみよう！」 (参加予定：15人)	川根地区センター
		第2回中央高齢者学級 「島田市災害なんでも教室」 (受講予定：21人)	しまだ楽習センター
		六合公民館 社会教育講座 はじめてのスマートフォン講座 (受講予定：15人)	六合公民館
		第2回困難を有する子ども・若者に係る実務者会議 (出席予定：12人)	プラザおおるり
		6月25日	金
6月26日	土	ベーゼンドルファーを弾こう ※指定管理者自主事業 (参加者：12人)	プラザおおるり

月 日	曜日	事 項	場 所
6月26日	土	初倉公民館 社会教育講座 「健康体操」 (第4土曜日、全8回) (受講予定：25人)	初倉公民館
6月27日	日	六合公民館 社会教育講座 「子供チャレンジクラブ 開校式第1回学 習」(月1回 土曜日、全8回) 6月～2 月 科学、工作、抹茶、料理、いけばな、ス ポーツ他 (受講予定：120人)	六合公民館
		金谷公民館 親子クラシックコンサート (参加予定：50人×2回公演=100人)	金谷公民館
7月1日	木	子育て広場 ぐう・ちょき・ぱあ (参加予定：20組 40人)	第一中学校
		六合公民館 社会教育講座 「和菓子講座」 (全2回、第2回7/15) (受講予定：12人)	六合公民館
		六合公民館 社会教育講座 「やさしいヨガ講座(託児付き)」 (全3回、第2回7/15、第3回7/29) (受講予定：6人、託児3人)	六合公民館
7月3日	土	はばたけリーダー！2021 第3回活動 「水の対応訓練」 (参加予定：13人)	神座小学校プール
		青年ボランティア講座第4回活動 「水の対応訓練」 (参加予定：5人)	神座小学校プール
		しまだガンバ！第3回活動 「水の対応訓練」 (参加予定：33人)	神座小学校プール
		金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「元気にうたいましょう②」 (参加予定：8人)	金谷公民館
		親子ふれあい講座 「タケちゃん先生と親子であそぼう！」 (受講予定：35組 70人)	ローズアリーナ サブアリーナ

月 日	曜日	事 項	場 所
7月4日	日	六合公民館 施設予約システム説明会 (参加予定：50人)	六合公民館
7月5日	月	不登校やひきこもりの回復を考える家族教室 (参加予定：20人)	市役所会議棟
7月7日	火	家庭教育学級担当者会議 (出席予定：45人)	プラザおおるり
7月8日	木	幼児期家庭教育講座(2回連続講座) 2回目 スマホのある子育て (受講予定：50人)	プラザおおるり
		初倉公民館 あゆみ学級(市民学級)講座 「大井川寄席七月公演」 (受講予定：26人)	大井川文化会館 ミュージコ
		第3回中央市民学級 張り子の作成講座 (受講予定：19人)	しまだ楽習センター
7月9日	金	青少年育成支援センター運営協議会 第2回運営委員会 (出席予定：17人)	市役所会議棟
7月10日	土	金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「森のクラフト」 (参加予定：14人)	金谷公民館
7月14日	水	金谷公民館 市民学級(かなや未来塾) おやじの井戸端講座 合同学習会 法律講座「災害の保障について」 講師：高橋法務官 (受講予定：50人)	金谷公民館
7月16日	金	初倉公民館 生涯学級(高齢者学級)講座 「ギターで進める笑いヨガ」 (受講予定：80人)	初倉公民館
		はつくら寺子屋夏休み補習(初倉小) (7/19) (参加予定：30人)	初倉小学校
		夏季一斉少年補導・立入調査・夏季研修会 (参加予定：180人)	プラザおおるり他 各学区会場
7月17日	土	金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「元気にうたいましょう③」 (参加予定：8人)	金谷公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
7月17日	土	はばたけリーダー！2021 第4回活動 「普通救命講習」 (参加予定：11人)	プラザおおるり
7月19日	月	第3回困難を有する子ども若者に係る実務 者会議 (出席予定：14人)	市役所会議棟
7月20日	火	はつくら寺子屋夏休み補習（初倉南小） (7/21) (参加予定：30人)	初倉南小学校
		金谷公民館「はじめてのスマートフォン講 座」 (受講予定：15人)	金谷公民館
7月23日	金	おおるりホールでピアノを弾こう 指定管理者自主事業 (参加人数：12人)	プラザおおるり
7月26日	月	金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「ニュースポーツをやってみよう① スポ ーツウェルネス吹矢」 (参加予定：16人)	金谷体育センター
7月27日	火	金谷公民館 げんきキッズわくわくクラブ 「宿題なんてやっつけちゃえ！①」 (参加予定：15人)	金谷公民館

事務事業の概要

博物館課

実施（5月27日～6月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月3日～ 6月13日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 古街道をゆくっ！」	博物館分館
4月10日～ 7月4日	土 日	収蔵・企画展 「カワゴシ だもんで ～愛と絆の川場ストーリー～」	博物館本館
6月3日	木	川越遺跡整備委員会 (参加者：8人)	博物館本館
6月8日	火	文化財保護審議会 (参加者：8人)	博物館本館
6月12日	土	収蔵・企画展 ギャラリートーク「学芸員が語る、カワゴシの愛と絆」 (参加者：7人)	博物館本館
6月13日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加者：24人)	博物館本館
6月20日	日	博物館講座 「引っかいて描く線！銅版画にトライ」 (参加者：8人)	博物館本館

予 定 (6月24日～7月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月10日～ 7月4日	土 日	収蔵・企画展 「カワゴシ だもんで ～愛と絆の川場ス トーリー～」	博物館本館
7月3日～ 9月26日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 ニッポン 南へ北へ」	博物館分館
7月4日	日	ちょっと昔のおもしろ体験 (参加予定：20人)	博物館分館
7月11日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加予定：30人)	博物館本館
7月17日～ 10月3日	土 日	収蔵品展 「ひそやかな恋心 髪飾りが語る淑女のあ こがれ」	博物館本館
7月17日	土	海野光弘展 ギャラリートーク ～制作裏話Vol. 2～	博物館分館
7月18日	日	博物館講座 「海野光弘版画はどんな線？～版画のいろ いろ」 (参加予定：15人)	博物館本館
7月24日	土	収蔵品展関連イベント 講演会「未来に伝える 日本髪と島田髷ま つりの伝統」 (参加予定：20人)	博物館本館

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（5月27日～6月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
6月1日	火	夜間照明施設受付（7月分）	市役所会議棟
6月2日	水	金谷地区体育施設集中受付（8月分） ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週水曜 全2回 (参加者：26人)	金谷体育センター 初倉中学校体育館
6月3日	木	スポーツ振興協議会委員委嘱状交付式及び 令和3年度 第1回スポーツ振興協議会	プラザおおるり
6月6日	日	第11回みんなで歩こうトランポウウォーク (参加者：98人)	ローズアリーナ (メインアリーナ)
6月9日	水	ニュースポーツ教室 ※毎週水曜日 全3回 (参加者：12人)	ローズアリーナ (サブアリーナ)
6月10日	木	第22回静岡県市町対抗駅伝競走大会 第1回実行委員会	市役所会議棟
6月13日	日	志太地区スポーツ推進委員実技研修会 (ワンバウンドふらば～る)	焼津市
6月15日	火	施設予約システム利用説明会 内容：新たな施設予約方法及び運用スケジュールの説明 対象：学校体育施設・ナイター施設の定期的な利用者 199団体 (参加者： 6)	夢づくり会館
6月18日	金	スポーツ推進委員定例会 (参加者：26人)	プラザおおるり
6月22日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回 (参加者：8人)	川根体育館
6月23日	水	聖火リレー	・丸東製茶→ふじのくに茶の都ミュージアム ・川会所→おび通り

予 定 (6月24日～7月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
6月26日	土	ジュニアスポーツクラブ ミニバスケットボール (参加予定：23人)	第三小学校体育館
6月29日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回 (参加予定：30人)	川根体育館
7月1日	木	夜間照明施設受付(8月分)	市役所会議棟
		無料体験ママさん教室 (参加予定：30人)	金谷体育センター
7月4日	日	静岡県スポーツ推進委員実技研修会	富士市
7月7日	水	金谷地区体育施設集中受付(8月分)	金谷体育センター
7月16日	金	ママさん教室 ※毎週金曜 全5回 (参加予定：30人)	金谷体育センター
7月21日	水	スポーツ推進委員定例会 (参加予定：28人)	川根支所 大会議室
7月27日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回 (参加予定：30人)	ローズアリーナ (サブアリーナ)
7月1日～ 7月15日	木 木	予約システム地区別調整会議 内容：利用者間の話し合いによる利用日の調整会議 対象：学校体育施設・ナイター施設の定期的な利用者 地区： ア 第一中学区 イ 初倉中学区 ウ 第二中学区 エ 金谷中学区・金谷地区ナイター オ 六合中学区 カ 旧北中学区 キ 川根中学区 ク 島田地区ナイター ※全8回	各地区内の公民館等

事務事業の概要

図書館課

実施（5月27日～6月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月23日～ 5月30日	金 日	たからばこのひみつをさがせ！ (こどもの読書週間関連イベント)	島田図書館
4月29日～ 5月30日 7/18	木 水 日	本のテイクアウト	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
5月1日～ 5月30日	土 日	特集コーナー設置 一般：「おいしいベランダ（ベランダ野菜・ミニ野菜）」 児童：「電車あつめました（電車・トロッコ・モノレール・路面電車・SL）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「ガーデニング・家庭菜園」 児童：「おかあさん」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「お茶」 児童：「おかあさんだいすき！」	川根図書館
5月13日～ 6月1日	木 火	展示コーナー げんきキッズわくわくクラブ展	金谷図書館
5月28日	金	おはなしギフト（ひよこ） (参加者：17人)	五和保育園
5月29日～ 6月30日	土 水	環境月間特集展示	島田図書館
6月1日	火	ブックスタート (参加者：21人)	保健福祉センター
6月1日～ 6月30日	火 水	特集コーナー設置 一般：「戦国から江戸の静岡（今川・徳川・井伊）」 児童：「雨」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「男女共同参画」 児童：「おとうさん、雨・カエル・戦争」 「クローバーチャレンジの本」	金谷図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
6月1日～ 6月30日	火 水	特集コーナー設置 一般：「おいしい漬物」 児童：「おとうさんだいすき！」 「雨」	川根図書館
6月2日～ 6月6日	水 日	特別図書整理	川根図書館
6月3日	木	おはなしギフト（ぐう・ちよき・ぱあ） （参加者：41人）	第一中学校
6月3日～ 6月22日	木 火	展示コーナー 金谷宿大学 切り絵作品展	金谷図書館
6月8日	火	ブックスタート （参加者：14人）	保健福祉センター
		おはなし宅配便 （参加者：90人）	認定こども園エル フのみらい
6月8日～ 6月13日	火 日	特別図書整理	金谷図書館
6月11日	金	六合東小施設見学 （参加者：74人）	島田図書館
6月11日～ 7月3日	金 土	教科書展示会	島田図書館
6月15日	火	おはなし宅配便 （参加者：60人）	第三保育園
6月16日	水	おはなし宅配便 （参加者：92人）	五和幼稚園
6月17日	木	おはなし宅配便 （参加者：35人）	こぼと保育園
6月17日～ 6月22日	木 火	特別図書整理	島田図書館
6月22日	火	六合東小家庭教育学級講師派遣 （参加者：124人）	六合東小学校
		おはなし宅配便 （参加者：27人）	たけのこ保育園

予 定 (6月24日～7月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月29日～ 6月30日 7 18	木 水 日	本のテイクアウト	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
5月29日～ 6月30日	土 水	環境月間特集展示	島田図書館
6月1日～ 6月30日	火 水	特集コーナー設置 一般：「戦国から江戸の静岡（今川・徳川・井伊）」 児童：「雨」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「男女共同参画」 児童：「おとうさん、雨・カエル・戦争」 「クローバーチャレンジの本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「おいしい漬物」 児童：「おとうさんだいすき！」 「雨」	川根図書館
6月11日～ 7月3日	金 土	教科書展示会	島田図書館
6月24日	木	おはなし宅配便 (参加予定：15人)	伊久身幼稚園
6月24日～ 7月13日	木 火	展示コーナー（静岡河川事務所島田出張所） 「大井川の歴史」	金谷図書館
7月1日～ 7月31日	木 土	特集コーナー設置 一般：「お家で飼える生き物（小さい動物）」 児童：「夏はキラキラ（海・川・キャンプ）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「涼を誘う本 夏バテ対策本」 児童：「スポーツの本」 「妖怪・こわ～い本」 「自由研究・読書感想文」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「健康法」 児童：「戦争の本～平和を祈って～」	川根図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
7月1日～ 8月29日	木 日	課題・読書感想画図書の貸出	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
7月1日～ 8月31日	木 火	ほんのむしカード	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
7月6日	火	ブックスタート	保健福祉センター
		高齢者おはなし会	ふれあい健康プラザ
7月13日	火	ブックスタート	保健福祉センター
7月14日	水	第三小施設見学 (参加予定：46人)	島田図書館
7月15日～ 8月3日	木 火	展示コーナー 「デコラティブツールペインティング展」	金谷図書館

島田市教育委員会定例会議案

島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会規則の制定について

島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会規則をここに制定する。

令和3年6月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会規則

(設置)

第1条 島田市博物館の常設展示施設を改修する事業（以下「常設展示施設改修事業」という。）について検討するため、島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、常設展示施設改修事業に係る次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 改修工事の設計に関すること。
- (3) 展示資料の購入に関すること。
- (4) 改修後の常設展示施設における展示に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、常設展示施設改修事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) 観光関係団体の代表者
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、常設展示施設改修事業に係る改修工事の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部博物館課において処理する。

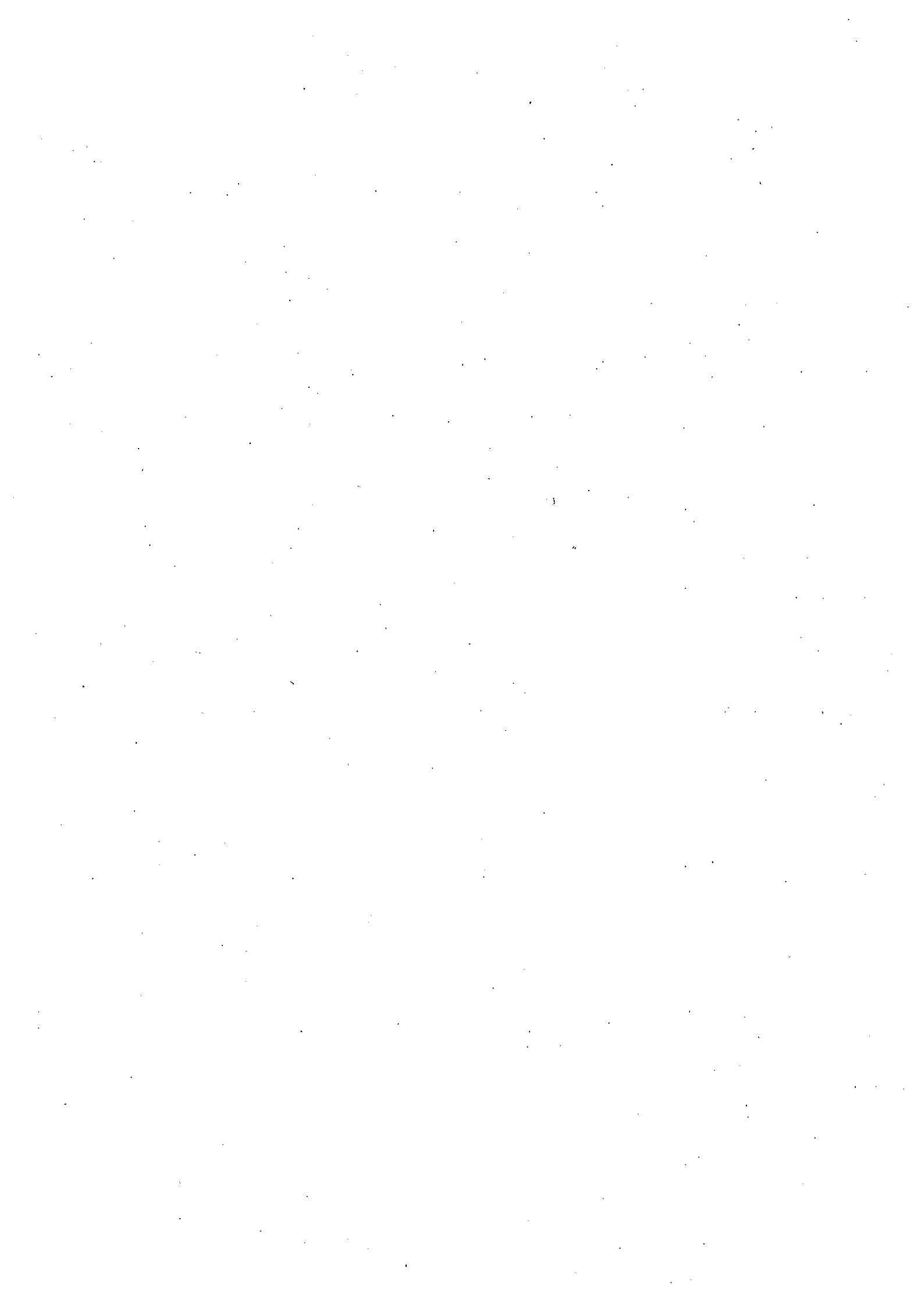
(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

協 議 事 項



次回教育委員会定例会における
協議事項の集約



報 告 事 項



令和3年5月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
市内全小学校	お茶ペン (粉末麦茶)	800 本	440,000 円	株式会社浅原 (代表取締役 浅原 克好)
計			440,000 円	

令和3年5月分の生徒指導について

令和3年5月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

令和3年度島田市立南部学校給食センター設備更新事業の入札結果について

令和3年度島田市立南部学校給食センター設備更新事業について、令和3年5月20日に入札を実施したところ、次のように業者が決定したので、報告します。

1 令和3年度島田市立南部学校給食センター設備更新事業

(単位：円)

予 定 価 格	48,750,900
入札書比較価格	44,319,000

業者名	入札書記載金額 (単位：円)	結果
	第1回	
(株)中松	43,000,000	決定
(株)原川商店	43,800,000	
(有)バックヤード	44,700,000	
ホシザキ湘南(株) 島田藤枝営業所	44,800,000	
(株)中西製作所 静岡営業所	44,900,000	
(株)フジマック 静岡営業所	45,000,000	
日本調理機(株) 浜松営業所	45,500,000	
静岡アイホー調理機(株)	46,800,000	
(株)厨林堂 浜松営業所	48,000,000	
丸尾興商(株)	48,000,000	
(株)村岡商会	辞退	
(有)牧野設備	辞退	
契約金額	47,300,000	

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について

金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について、市議会6月定例会に提案するので次のとおり報告します。

金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

(島田市都市公園条例の一部改正)

第1条 島田市都市公園条例(平成17年島田市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第34条」の次に「及び第34条の2」を加える。

第34条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の特例)

第34条の2 市長は、指定公園等の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

第35条中「前条第2項」を「第34条第2項」に改め、「含む。）」の次に「若しくは前条」を加える。

別表第3の1:都市公園の表中

谷口スポーツ広場
大井川さくら緑地
かなや大井川緑地

を

谷口スポーツ広場
大井川さくら緑地
かなや大井川緑地
三代島一号公園

に改める。

(島田市立公民館条例の一部改正)

第2条 島田市立公民館条例(平成17年島田市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公民館」の次に「(第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、公民館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

第5条の見出しを「（使用の不許可）」に改め、同条中「公民館の使用の許可をしない」を「使用の許可をしないものとする」に改め、同条第3号中「公民館」を「教育委員会が公民館」に改め、同条第4号中「その使用を不適當」を「教育委員会が使用の許可をすることが適當でない」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」を削り、同項第1号中「この条例」を「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第4条第2項」を「使用者が第4条第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「偽り」を「使用者が偽り」に、「その」を「使用の」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が公民館の管理上使用させることが適當でなくなったと認めるとき。

第6条第2項中「教育委員会」を「前項に定めるもののほか、教育委員会」に改め、「若しくは」を削り、「使用を」の次に「制限し、若しくは」を加える。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第9条ただし書中「ただし」の次に「、市長は」を加え、同条第1号中「の責めに帰することのできない理由により」を「が自己の責めによらない理由により公民館を」に改め、同条第2号中「使用の許可」を「、使用の許可」に改め、同条第3号中「第4条第1項後段」を「、第4条第1項後段」に改める。

第10条中「権利を」の次に「他人に」を加える。

第13条を削り、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「使用者は、公民館に特別な設備をし」を「公民館においては、特別な設備を設け」に、「とき」を「者がこれらの行為をする場合」に改め、同条第2項中「使用者」を「当該許可を受けた者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

3 前条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

第10条の次に次の1条を加える。

（使用者の原状回復の義務）

第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

第16条を第31条とし、第15条を第30条とする。

第14条中「を損傷し、又は設備、備品その他の物件を損傷し、若しくは」を「、

設備、備品その他の物件を損傷し、又は」に、「の定める」を「が相当と認める」に改め、同条を第29条とし、同条の前に次の15条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、金谷公民館の管理を行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第18条及び第19条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 金谷公民館の利用の許可に関する業務
- (2) 金谷公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、金谷公民館の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第14条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、金谷公民館の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、金谷公民館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第18条 教育委員会は、第16条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は金谷公民館の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定の特例)

第19条 教育委員会は、金谷公民館の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用

による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の指定等の告示）

第20条 教育委員会は、第17条（第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（金谷公民館の開館時間）

第21条 金谷公民館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（金谷公民館の休館日）

第22条 金谷公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 教育委員会が管理上必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用料）

第23条 金谷公民館を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

（利用料の減額又は免除）

第24条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第25条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が自己の責めによらない理由により金谷公民館を利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の前日2日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 利用者が利用の前日2日までに、第28条において準用する第4条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(秘密を守る義務)

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(準用)

第28条 第4条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、金谷公民館の利用の許可等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	公民館（第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。）	金谷公民館
	島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	指定管理者（第14条に規定する指定管理者をいう。以下第13条までにおいて同じ。）
第4条第2項、第5条、第6条及び第12条	教育委員会	指定管理者
	公民館	金谷公民館
第10条及び第11条第1項 第11条第2項	公民館	金谷公民館
	教育委員会	島田市教育委員会
第13条	教育委員会	指定管理者

別表中3の表を削り、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。
別表第2（第23条関係）

1 集会室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

2 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
会議室1	870円	970円	870円	2,730円
会議室2	870円	970円	870円	2,730円
会議室3	870円	970円	870円	2,730円
会議室4	870円	970円	870円	2,730円
和室	870円	970円	870円	2,730円
工作室	870円	970円	870円	2,730円

（島田市金谷体育センター条例の一部改正）

第3条 島田市金谷体育センター条例（令和2年島田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第7条」の次に「及び第7条の2」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の特例）

第7条の2 教育委員会は、センターの整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

第8条中「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、「含む。）」の次に「若しくは前条」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の島田市都市公園条例（以下この項において「新条例」という。）第34条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び新条例第35条の規定の例により行うことができる。

- 3 第2条の規定による改正後の島田市立公民館条例（以下「新条例」という。）第14条第2項の規定による公募、新条例第17条及び第19条の規定による指定、新条例第23条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第14条第2項、第16条から第20条まで並びに第23条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 4 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の島田市立公民館条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会又は市長がした許可その他の行為（新条例第15条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際、旧条例の規定により教育委員会又は市長に対してされている使用の許可に係る手続その他の行為（新条例第15条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の許可に係る手続その他の行為とみなす。

新 条 文

○島田市都市公園条例（第1条関係）
 （指定管理者による管理）
 第30条 省略
 2 市長は、指定管理者を選定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第34条及び第34条の2に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）
 第34条 省略
 （指定管理者の指定の特例）
 第34条の2 市長は、指定公園等の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の指定等の告示）
 第35条 市長は、第33条（第34条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

別表第3（第30条、第31条関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
谷ロスポーツ広場	省略
大井川さくら緑地	
かなや大井川緑地	
三代島一号公園	
2 省略	省略

○島田市立公民館条例（第2条関係）

旧 条 文

○島田市都市公園条例（第1条関係）
 （指定管理者による管理）
 第30条 省略
 2 市長は、指定管理者を選定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第34条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）
 第34条 省略
 （指定管理者の指定等の告示）
 第35条 市長は、第33条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

別表第3（第30条、第31条関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
谷ロスポーツ広場	省略
大井川さくら緑地	
かなや大井川緑地	
2 省略	省略

○島田市立公民館条例（第2条関係）

(使用の許可)

第4条 公民館(第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができ。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 教育委員会が公民館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でない

(使用の許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。

(2) 使用者が第4条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかになったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が公民館の管理上使用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 3 省略
(使用料)

第7条 公民館の使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 省略

(使用料の不還付)

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付すことができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用の許可をしない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 公民館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その使用を不適当と認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかになったとき。

(3) 第4条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。

2 教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

- 3 省略
(使用料)

第7条 公民館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 省略

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかにかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により公民館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前2日までに、使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 使用者が使用の日前2日までに、第4条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、公民館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の原状回復の義務)

第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(特別設備の制限)

第12条 公民館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行爲をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 前条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第13条 省略

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、法人その他の団体の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、金谷公民館の管理を行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第18条及び第19条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかにかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰するところのできない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前2日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 使用者が使用の日前2日までに第4条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、公民館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の制限)

第11条 使用者は、公民館に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、使用者の負担とする。

(必要措置の命令等)

第12条 省略

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、公民館の使用(第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて使用する場合を含む。以下この項において同じ。)が終わったとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに、使用場所を原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(1) 金谷公民館の利用の許可に関する業務

(2) 金谷公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、金谷公民館の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第14条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、金谷公民館の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、金谷公民館の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第18条 教育委員会は、第16条の規定による申請がなかつた場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかつた場合、又は金谷公民館の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるものの中から、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定の特例)

第19条 教育委員会は、金谷公民館の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の告示)

第20条 教育委員会は、第17条(第18条第2項において準用する場合を含む。)若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(金谷公民館の開館時間)

第21条 金谷公民館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認

を得てこれを変更することができる。
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(金谷公民館の休館日)

第22条 金谷公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 教育委員会が管理上必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用料)

第23条 金谷公民館を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減額又は免除)

第24条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第25条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により金谷公民館を利用することができなくなつたとき。

(2) 利用者が利用の前2日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が利用の前2日までに、第28条において準用する第4条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(秘密を守る義務)

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の

2 第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全額若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(準用)

第28条 第4条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、金谷公民館の利用の許可等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	公民館(第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。)	金谷公民館
第4条第2項、第5条、第6条及び第12条	教育委員会 公民館	指定管理者(第14条に規定する指定管理者をいう。以下第13条までにおいて同じ。) 指定管理者 金谷公民館
第10条及び第11条第1項	公民館	金谷公民館
第11条第2項	教育委員会	島田市教育委員会
第13条	教育委員会	指定管理者

(損害賠償の義務)

第29条 故意又は過失により、公民館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第30条 省略

(委任)

第31条 省略

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、公民館の建物を損傷し、又は設備、備品その他の物件を損傷し、若しくは滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長の定める損害の額を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第15条 省略

(委任)

第16条 省略

別表(第7条関係)

1

省略

2 省略

3 金谷公民館使用料
(1) 集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
集会室1	100人	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

(2) 冷暖房使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
集会室1	100人	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室2	100人	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室3	100人	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
会議室1	22人	870円	970円	870円	2,730円
会議室2	10人	870円	970円	870円	2,730円
会議室3	24人	870円	970円	870円	2,730円
会議室4	24人	870円	970円	870円	2,730円
和室	30人	870円	970円	870円	2,730円
工作室	12人	870円	970円	870円	2,730円

2 省略

1 集会室等使用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
集会室1	100人	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
		530円	650円	1,100円	2,300円

別表第2 (第23条関係)
1 集会室等使用料

集会室 2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室 3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室 1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

2. 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	金日	
	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時 30分まで	
集会室 1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円	
集会室 2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円	
集会室 3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円	
会議室 1	870円	970円	870円	2,730円	
会議室 2	870円	970円	870円	2,730円	
会議室 3	870円	970円	870円	2,730円	
会議室 4	870円	970円	870円	2,730円	
和室	870円	970円	870円	2,730円	
工作室	870円	970円	870円	2,730円	

○島田市金谷体育センター条例（第3条関係）

（指定管理者による管理）

第3条 省略

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条及び第7条の2に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第7条 省略

（指定管理者の指定の特例）

第7条の2 教育委員会は、センターの整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

○島田市金谷体育センター条例（第3条関係）

（指定管理者による管理）

第3条 省略

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第7条 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条(第7条第2項において準用する場合を含む。)若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について

島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について、市議会6月定例会に提案するので次のとおり報告します。

島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例

島田市金谷体育センター条例（令和2年島田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1 体育室等利用料の表を次のように改める。

1 体育室等利用料

区分			利用時間				
			午前	午後	夜間	全日	
			午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで	
体育室	一般	市内	独占利用	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
		時間利用	1時間 につき	320円	280円	320円	
	市外	独占利用	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円	
		時間利用	1時間 につき	480円	420円	480円	
	その他	市内	独占利用	3,300円	3,300円	3,830円	10,430円
		時間利用	1時間 につき	950円	830円	1,100円	
市外	独占利用	4,950円	4,950円	5,750円	15,650円		
時間利用	1時間 につき	1,430円	1,250円	1,650円			
卓球室	一般	市内	独占利用	430円	430円	430円	1,310円
		時間利用	1時間 につき	130円	110円	130円	
	市外	独占利用	650円	650円	650円	1,970円	
		時間利用	1時間 につき	200円	170円	200円	
	その他	市内	独占利用	1,410円	1,410円	1,970円	4,820円
		時間利用	1時間 につき	410円	360円	570円	

ミ ー テ ィ ン グ ル ー ム	市 外	独占利用		2,120円	2,120円	2,960円	7,230円		
		時間利用	1時間 につき	620円	540円	860円			
	市 内	独占利用		210円	210円	210円	650円		
		時間利用	1時間 につき	60円	60円	60円			
	市 外	独占利用		320円	320円	320円	980円		
		時間利用	1時間 につき	90円	90円	90円			
	そ の 他	市 内		独占利用		530円	530円	760円	1,850円
		時間利用		1時間 につき		160円	140円	220円	
	市 外	独占利用		800円	800円	1,140円	2,780円		
		時間利用		1時間 につき		240円	210円	330円	

備考

- 「一般」とは、入場料の類（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者をいう。
- 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 許可を受けて正午から午後1時までの間又は午後5時から午後6時までの間に利用するときの利用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の利用料は午後の独占利用の利用料の、午後5時から午後6時までの間の利用料は夜間の独占利用の利用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、その利用面積が体育室の面積の2分の1以下のときは、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、利用する卓球台1組につきこの表に定める額の4分の1の額とする。ただし、この表に定める額を限度とする。
- 利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の島田市金谷体育センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた利用料から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

旧 条 文

別表(第14条関係)

1. 体育室等利用料

室名	利用者区分	利用時間				全日
		午前	午後	夜間	全日	
体育室	一般	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時から午後9時30分まで	3,300円
	その他					10,430円
卓球室	一般		430円	430円		1,310円
	その他		1,410円	1,970円		4,820円
ミーティングルーム	一般		210円	210円		650円
グループム	その他		530円	760円		1,850円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類(センターに入館する者から利用者へ徴収する金額又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。)を徴収しない利用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者を用いる。
- 3 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料は、その利用面積が体育室面積の2分の1に満たないときは、上記の額の2分の1の額とする。
- 4 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料は、利用する卓球台1組につき上記の額の4分の1の額とする。ただし、上記の利用料の額を限度とする。
- 5 上記利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

新 条 文

別表(第14条関係)

1. 体育室等利用料

区分	利用時間				全日	
	午前	午後	夜間	全日		
体育室	市内	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	3,300円
			1,100円	280円	320円	
	市外	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	4,950円
			1,650円	420円	480円	
	市内	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	10,430円
			3,300円	830円	1,100円	
市外	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	15,650円	
		4,950円	1,250円	1,650円		
卓球室	市内	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	1,310円
			430円	110円	130円	
	市外	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	1,970円
			650円	170円	200円	
	市内	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	4,820円
			1,410円	360円	570円	
市外	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	7,230円	
		2,120円	540円	860円		
市内	独占利用 1時間につき	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	650円	
			210円	210円		

例題名 島田市金谷体育センター条例

ティーン グループ ム	一般		60円		60円		60円	
	時間利用	1時間 につき	60円	60円	60円	60円	60円	
市	独占利用		320円	320円	320円	320円	980円	
	時間利用	1時間 につき	90円	90円	90円	90円		
市	独占利用		530円	530円	530円	760円	1,850円	
	時間利用	1時間 につき	160円	140円	220円	220円		
市	独占利用		800円	800円	800円	1,140円	2,780円	
	時間利用	1時間 につき	240円	210円	330円	330円		

備考

- 1 「一般」とは、入場料の額（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等）をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の額を徴収する利用者という。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けて正午から午後1時までの間又は午後5時から午後6時までの間に利用するときの利用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間は夜間の独占利用の利用料の、午後5時から午後6時までの間の利用料は夜間の独占利用の利用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、その利用面積が体育室の面積の2分の1以下のときは、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 7 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、利用する卓球台1組につきこの表に定める額の4分の1の額とする。ただし、この表に定める額を限度とする。

利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。